



# 資料

める。

第十章 補則

第四十二條 本則は昭和二十六年三月十五日から施行する。

## 石桜会規約(旧)

### 第一章 総則

第一條 岩手中学・高等学校の生徒会は石桜会と稱する。

第二條 本会は会員の親睦と健全なる自主活動の促進を計り学校生活の経験を通じて将来良き公民となる素質を養うことを目的とする。

第三條 本会は右の目的を達成するため左の事項を行う。

- 一、委員会及び部の設置。
  - 二、ホーム・ルームに関する事項。
  - 三、その他目的達成のために必要な事項。
- 第二章 会員及び指導員

第四條 本会の会員は本校の生徒とする。

第五條 本会の指導員は顧問及指導係とし、総務委員会及び各常任委員会の意見を参考とし職員会議に計り学校長が之を任命する。

第三章 役員

第六條 本会に左の役員を置く。

会長 一名 高校三年生とする。

副会長 三名 高校三年、高校二年、中学三年各々一名宛とする。

書記 四名 高校、中学各々二名宛とする。

會計 四名 高校、中学各々二名宛とする。

第七條 会長は会を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し会長事故ある時は之に代る。

書記は会長、副会長を補佐し事務を処理する。會計は會計事務に当り予算の立案、決算の作成を行う。

第八條 役員は左の方法により選出される。各ホーム・ルームより二名宛選出された代議員の互選による。

第九條 役員は任期は、一ヶ年とする。但し

再任を妨げない。役員は兼任は認めない。

役員に欠員を生じた時は直に補充しその任期は前任者の残任期間とする。役員は会員の三分の一以上の署名による解職請求あるときは解職選挙を行い三分の二以上の賛成投票によって自動的に解職される。

第四章 総務委員会及び常任委員会

第十條 本会は執行機関として総務委員会を設ける。

第十一條 総務委員会は本会役員と委員とを以て組織される。委員は役員を除いた代議員とする。

第十二條 総務委員会は委員及び部の設置、その他の重要な事務を行う場合は総会の承認を必要とする。

第十三條 本会は目的達成のため各部門にわたる企画実行機関として生活、学習、出版、文化、体育の五つの常任委員会を設ける。

生活、学習、出版の各委員会は各ホーム・ルームより一名宛選ばれた委員を以て構成し、文化、体育の各委員会は各部より二名宛選出された委員を以て構成する。但し各部より選出される委員は高校一名、中学一名とする。

第十四條 常任委員会は企画せる事項を実行するに当っては総務委員会の同意を必要とする。

第十五條 常任委員会は各委員会の委員の互選により左の役員を置く。

委員長 高校一名

副委員長 高校、中学各一名

任期及び其の他の事項は第九條を準用する。

第五章 会議

第十六條 総会は学期毎に開かれ総務委員会は毎月一回開かれる。但し必要に応じては臨時に總會及び総務委員会を開く事が出来る。

第十七條 会議は定員の三分の二以上の出席を以て成立し、決議は出席数の過半数の賛成によって決せられる。

第六章 會計

第十八條 本会の会費は月額四十円とする。

第十九條 本会の會計年度は毎月四月一日に

始まり翌年三月三十一日に終る。

第二十條 予算の編成は予算委員会が行う。予算委員会は各常任委員会の役員と総務委員会の役員からなる。但し各部より一名宛意見の具申者として出席することが出来る。

第七章 補則

第二十一條 石桜会のあらゆる活動は学校長の承認を得なければならぬ。学校長は学校の福祉につき直接的に責任を持つから先にのべた生徒の権限はすべて学校長より委任され随時取消される。

第二十二條 全会員の十分の一以上の署名による規約改正の要求ある場合、会長は之を総会に計り全会員の三分の二以上の賛成投票を以て改正する。

第二十三條 本会則は昭和二十四年十二月七日より之を施行する。

## 生徒作法要項

生徒指導は社会的、公民的資質を発達させ幸福な個人たらしめることを目的とするが本校は特に次の条項を生徒作法要項として定める。

第一條 敬礼は敬愛を旨とすべきである。

第二條 校の内外を問わず師長に会ったときは敬礼する。校外においては校友相互に会釈する。

第三條 授業及び集合の前には敬礼する。

第四條 校内において来賓に対しては会釈を行う。

第五條 頭髮は長髪にせず常に服装、態度等を正しくと、のえて粗暴になったり懦弱に流れたりすることのないようにする。

第六條 身体は常に清潔にして衣服、履物その他身の物品は整頓に注意すること。

第七條 他人の室に入ろうとするとき、和室の場合は先ずその許可を受け、洋室の場合は先ず軽く扉を叩いて応答をまつこと。

第八條 外出の際にはあらかじめ先行用件帰宅の時刻等を告げて父母長上の許しを受け帰宅の際は父母長上にその挨拶をする。

第九條 訪問時間は早朝深夜または食事時間等避け長座をつつしむこと。

第十條 師長と応対する時は正しく相対し明快に談話し且つ相當の敬語を用いること。

第十一條 校舎内は静かに歩き土足は厳禁する。

第十二條 窓より痰唾を吐き捨てないこと。

第十三條 落書、隙見、立聞及び私語をしないこと。

第十四條 授業その他の場合呼名された時は明快に返事をし授業中における発言はすべて立つてすること。

第十五條 授業中、倦怠傲慢の態度及び脇見雑談をしないこと。

第十六條 食事は規定の時間に所定の場所においてすること。

第十七條 道路歩行中は対面交通を守り学生としての品位を保つこと。

第十八條 自転車使用、乗物の乗降りは公衆道徳を重んじ他人に危険または迷惑をかけるないように注意すること。

第十九條 遠足、旅行等において休憩の際は紙屑を取り散らさないこと。

第二十條 集会によって室を使用した時はその後始末をすること。

第二十一條 辞令、卒業証書を受けるには授ける人の前およそ三歩のところに立ち止り敬礼し再び進んで両手で受け取りそのまゝ、三歩退いて敬礼し廻右(左)して退くものとする。

## 集会規定

第一條 石桜会総会、委員会及び部会並に学級集会その他の会合をなす場合はあらかじめ関係職員を経て学校長に届出でなければならぬ。(書式第七号)

第二條 校内の会合においては主催者は次の事項に留意しなければならない。

一、予め会の内容を学校に報告し当該関係職員に指導を受けること。

二、会費は顧問と相談の上決めること。

三、會計報告は一週間以内に行うこと。

四、会合は関係職員に指定する時刻をこえないこと。

五、会の役員は慰労会は開かぬこと。

生徒心得

(昭和二十五年四月一日制定  
昭和二十三年四月一日改正)

第一章 一般の心得

第一条 民主的生活の要素である権利と自由との実践は、定められた規則を守ることであることを知らなければならない。

第二条 学習は自学自習を旨として計画的に行い真実の知識と思考とが生活経験の上に表われるようにしなければならない。

第三条 所定の服装をすること。

第四条 始業十分前に登校し登校と下校には必ず正門より出入すること。

第五条 登校中は外出することはできない。止むを得ず外出する者は学級担任の許可を受けること。

第六条 学校の掲示及び伝達に注意し学校への届書及び提出物はその期限を厳守すること。

第七条 書籍その他所有品には必ず学年、組、氏名を明記すること。

第八条 校舎、その他の建物、器具、植樹等すべての公共物は丁寧に取扱ひ校舎内外の清潔、整頓に留意すること。

第九条 飲酒、喫煙は厳禁する、又ダンスホール、麻雀屋、撞球場、特殊飲食店、喫茶店には立ち入らないこと。

第十条 書籍、劇、映画等は選択の上觀賞すること。

第十一条 集会は集会規定による。

第十二条 掲示、登山、合宿は学級担任あるいは関係教職員を経て学校長の許可を受けること。

第十三条 休業中に校舎に出入する時は当直員に届出ること。

第十四条 居所又はその附近に伝染病患者が発生した時はすみやかに学校に届けること。

第十五条 学校又はその附近に火災その他非常のことがある際には登校し教職員の指揮を受けること。

第十六条 講堂及び教室  
第十七条 教室においては特に静粛を旨とする。講堂においては特に静粛を旨とする。教室においては積極的に学習し行儀正しくすること。

第十八条 授業開始の合図により直ちに教室に入り授業を受ける準備をすること。

第十九条 教室は常に清潔を保ち備付品を整頓すること。

第二十条 教室は毎日放課後掃除を行い学級担任の検査を受けること。

第二十一条 昼食後の休憩時間中はなるべく屋外に出ること。

第二十二条 ストープには供給された燃料以外のものはたかないこと。

第二十三条 ストープ使用中は特に火気に注意し常に用心水を備えて置くこと。

第二十四条 服装は質素を旨とし端正清潔を保持すること。

第二十五条 帽章及びボタンは所定のものを使用し、中学生は左えりに学年章を、高校生は左えりに所定のバッヂ右えりには学年章を附すること。(以下略)

第二十六条 病気又はやむを得ない事故のため欠席しようとする者はあらかじめ学級担任を経て学校長に届出ること。

第二十七条 欠課、早退しようとする者はあらかじめその事由を学級担任に届出許可を受けること。

第二十八条 病気のため体育を見学しようとするものは始業前あらかじめ当該担任教師に届出許可を受けること。

第二十九条 忌引しようとする者は学級担任を経て学校長に届出ること。(書式第一号)

第三十条 忌引し、祖父父母、兄弟姉妹、一、父母、七日、二、祖父父母、兄弟姉妹、同居親族、三日、三、その他の近親者、一日

授業日数九十日以上欠席しようとするものは学級担任を経て学校長に休学を願出ることができ。(以下略)

第三十一条 休業期間は当該学年間に限る。その次年度にわたるものはさらに手続をする。

第三十二条 休業期間中事故止み、出席しようとする者は学校長に事故止み届を提出すること。(以下略)

第三十三条 転学又は退学しようとするものはその事由を具し学級担任を経て学校長に願出すること。(書式第一号)

第五章 週番  
第三十四条 各級に正副一名ずつの週番生徒を置く。

第三十五条 週番生徒の勤務は通常月曜日始業十分前に始まり翌週月曜日始業十分前に終るものとする。(以下略)

第三十六条 週番生徒の任務を次の如く定める。  
一、週番生徒は学級担任と緊密に連絡してその指導を受け自治協調親和に努め校規の実行を督励し敬礼及び教室の清潔整頓並びに換気、学級日誌の記載等の任務に服する。

二、正週番は教室内の動静に注意し生徒の出欠を明らかにし授業の準備及び授業後整理をなし事故発生すれば速やかに学級担任に連絡する。

三、副週番は教室の整理、備付品の保管に任じ冬季はストープ(放課後の撤火)に注意し事故あるときは直ちに学級担任に連絡する。

四、正週番は朝礼時、昼食時及び放課後巡視当番に従い校内を巡視する。

五、週番事故あるときは翌週の週番これに代るものとする。

第六章 考査  
第三十七条 考査に際しては公正を旨とする。

第三十八条 考査につき注意すべき要項は次の通りとする。(以下略)

第三十九条 考査に不正があった時は懲戒する。

第七章 居所  
第四十条 居所は毎学年初めにおいて所定の用紙により届けること。

第四十一条 居所を変更した時はその都度すみやかに届出ること。(書式第五号)

第四十二条 居所を不適當と認められた時はその変更を命ずることがある。

第四十三条 居所には学校所定の門札を掲げおくこと。

第八章 保証人  
第四十四条 保証人は二名とする、内一名は親権を行う者またはこれに準ずる者。

該当者がないときは代つてその責に任ずる者、他の一名は盛岡市内に定住し一家計を立てている成年者とする。

第四十五条 保証人転居した改名した時はすみやかに届出ること。(書式第六号)

第四十六条 保証人死亡のときまたは前条の資格を失つたときは直ちに保証人を定め更に誓約書を提出するものとする。

第四十七条 学校は必要に応じて保証人に出校を求めるが理由なくしてこれに応じない時は生徒の登校を停止することができる。

第四十八条 生徒の戸籍上に変更を生じた時は保証人よりすみやかに届け出ること。

第九章 授業料  
第四十九条 授業料の納期は次の通りとする。  
一、四月分は四月十五日まで。  
二、三月分は三月三十一日まで。

三、他の月分は前月末まで。  
第五十条 授業料は滞納十五日を越える時免除することがない。

第五十一条 授業料は滞納十五日を越える時は親権者もしくは保証人に通知の上、登校を停止しその後十五日に及んだものは学籍を除かれる。

第十章 賞罰  
第五十二条 次の各項の一に該当するものは卒業の際褒賞する。

一、学術優等、品行方正なもの。  
二、三学年間皆勤したもの。  
三、三学年間精勤したもの。

第五十三条 学術優等、品行方正、身体強健な者には優等生奨学規定により奨学金を授与する。

第五十四条 石桜会に対し功労顕著な者には石桜会功労章授与規定により功労章を授ける。

第五十五条 前条の外学校長において必要と認められた時は褒賞することがある。

第五十六条 校則に違反し、もしくは生徒としての本分にもとる行為あるものはこれを懲戒する。

第五十七条 次の各項の一に該当するものは退学させる。  
一、品行不良にして改しゅんの見込なしと認められたもの。  
二、学力劣等にして成業の見込がないと認められたもの。

三、正当の理由がなくて引続き一カ月以上出席しないものまたは出席の常に悪いもの。

四、学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反したるもの。